

第 4 回

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日 時 平成 1 5 年 4 月 2 5 日 (金) 午後 2 時 ~

場 所 すこやかセンター伊野大会議室

第4回 伊野町・吾北村・本川村合併協議会

日時：平成15年4月25日（金） 午後2時～

場所：すこやかセンター伊野大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 継続協議事項

協議第13号 消防団の取扱いについて〔協定項目第22号〕

(2) 協議事項

協議第15号 地域審議会の取扱いについて〔協定項目第6号〕

協議第16号 事務機構及び組織の取扱いについて〔協定項目第13号〕

協議第17号 町村の慣行の取扱いについて〔協定項目第19号〕

協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについて〔協定項目第20号〕

協議第19号 介護保険事業の取扱いについて〔協定項目第21号〕

(3) その他

第5回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

5 閉 会

第4回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議資料目次

(1) 継続協議事項

協議第13号 消防団の取扱いについて〔協定項目第22号〕 P 1 ~ 5

(2) 協議事項

協議第15号 地域審議会の取扱いについて〔協定項目第6号〕 P 6 ~ 9

協議第16号 事務機構及び組織の取扱いについて〔協定項目第13号〕 P 10 ~ 15

協議第17号 町村の慣行の取扱いについて〔協定項目第19号〕 P 16 ~ 19

協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについて〔協定項目第20号〕 P 20 ~ 27

協議第19号 介護保険事業の取扱いについて〔協定項目第21号〕 P 28 ~ 39

(3) その他

第5回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について P 40

協議第13号 継続

消防団の取扱いについて

別紙のとおり消防団の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成15年4月25日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目 2.2 消防団の取扱い								
	伊野町		吾北村		本川村				
消防団の名称	伊野町消防団		吾北村消防団		本川村消防団				
消防団の区域	全域		全域		全域				
組織	単位：人								
		伊野町		吾北村		本川村			
	分団数	15	8		4		3		
	現団員数		条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	条例定数	現団員数	
	団長	3	1	1	1	1	1	1	
	副団長	7	3	3	2	2	2	2	
	分団長	15	8	8	4	4	3	3	
	副分団長	15	8	8	4	4	3	3	
	部長	23	16	16	4	4	3	3	
	班長	57	34	34	14	14	9	9	
団員	262	160	110	142	128	29	24		
計	382	230	180	171	157	50	45		
団員等の任用	<ul style="list-style-type: none"> 消防団長は、団員の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有するものの中から任用する。 本町に居住する年齢満18歳以上の者であること。 志操堅固、身体強健であって団員に適したものであること。 女性可、町外者可(勤務地が伊野町等) 		<ul style="list-style-type: none"> 消防団長は消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから村長の承認を得て任用する。 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する。 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ身体強健な者 		<ul style="list-style-type: none"> 消防団長(以下「団長」という。)は村長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中より村長の承認を得てこれを任命する。 村に居住し、年齢18歳以上の者であること。 団長の場合は志操堅固、身体強健であって、団長たるに足るものとして消防団より推薦された者であること。 消防団員は其の任命の際別紙様式による宣誓をしなければならない。 				
団長等の任期	団長～班長 2年		団長～班長 2年		団長～班長 2年				

項目	協定項目 2 2 消防団の取扱い																											
	現 況																											
消防団		年齢別人数								在職年数別内訳							平成12年度退職団員											
		20歳未満	20	30	40	50	55	60歳以上	平均年齢	5年未満	5	10	15	20	25	30年以上	計	理由別内訳				在職年数別内訳						
	自己都合																	定年等	死亡	その他	5年未満	5	10	15	20	25	30年以上	
	伊野町	0	27	51	55	25	18	6	41.8	45	46	20	17	25	17	12	6	6	0	0	0	3	1	2	0	0	0	0
	吾北村	2	17	35	68	24	14	1	42.4	33	26	26	31	27	10	8	4	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
本川村	0	7	16	16	3	1	0	37.8	13	9	6	5	7	1	2	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
計	2	51	102	139	52	33	7	38.8	91	81	52	53	59	28	22	12	12	0	0	0	5	1	2	0	1	0	3	
		火災		風水害等		演習訓練等		救急		救助活動		広報指導		警防調査		火災調査		特別警戒		捜索		予防査察		誤報等		その他		
		回数	延人	回数	延人	回数	延人員	回数	延人	回数	延人	回数	延人	回数	延人	回数	延人	回数	延人	回数	延人	回数	延人	回数	延人	回数	延人	
伊野町	6	224	1	7	38	1,337	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	217	1	26	0	0	0	0	5	109	
吾北村	1	53	0	0	6	439	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	219	
本川村	0	0	0	0	5	12	0	0	1	5	2	21	1	42	1	15	0	0	2	64	0	0	0	0	3	75		
計	7	277	1	7	49	1,788	0	0	1	5	4	27	1	42	1	15	8	217	3	90	0	0	0	0	39	403		
		消 防 水 利																										
		消火栓		防火水槽		そ の 他																						
		公設	私設	公設	私設	河川等	海・湖	プール	池等	下水道	その他																	
伊野町	167	0	141	0	0	0	0	11	0	0	1																	
吾北村	21	0	43	0	0	0	0	10	0	0	0																	
本川村	0	0	14	0	11	0	3	0	0	0	0																	
計	188	0	198	0	11	0	24	0	0	0	1																	

項目	協定項目 2 2 消防団の取扱い					
	現			況		
	伊野町		吾北村		本川村	
報酬	日額		年額		年額	
	団長	8,350円	団長	69,500円	団長	65,000円
	副団長	8,050円	副団長	56,200円	副団長	52,000円
	分団長	7,950円	分団長	40,900円	分団長	47,000円
	副分団長	7,850円	副分団長	29,800円	副分団長	42,000円
	部長	7,800円	部長	23,700円	部長	40,000円
	班長	7,750円	班長	22,500円	班長	38,000円
団員	7,700円	団員	19,700円	団員	35,000円	
費用弁償	水・火災		水・火災	2,600円	水・火災	} 6,000円
	警戒・訓練		警戒・訓練	7,200円	警戒・訓練	
	その他		その他	4時間以内 5,040円	その他	
	旅費	役場職員に準ずる	旅費	役場職員に準ずる	旅費	
留意事項	消防団の名称の相違					
	消防団の区域の相違					
	消防団員等の任用の相違					
	消防団員の報酬の相違					
	消防団員の費用弁償の相違					

項目	協定項目 2 2 消防団の取扱い																
調整方針(案)	<p>名称は新町名の名称とする。 区域は新町の全域とする。 組織は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、団長1名、副団長9名以内とする。 消防団員の任用については、新町に居住し、又は勤務する18歳以上の者であることとする。 報酬は年額とし個々の額は以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>団長</td><td>: 82,500円</td> <td>副団長</td><td>: 69,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td><td>: 50,500円</td> <td>副分団長</td><td>: 45,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td><td>: 40,000円</td> <td>班長</td><td>: 37,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td><td>: 36,000円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>費用弁償は、出動1回につき5,000円とし、旅費は新町役場職員に準ずる。</p>	団長	: 82,500円	副団長	: 69,000円	分団長	: 50,500円	副分団長	: 45,500円	部長	: 40,000円	班長	: 37,000円	団員	: 36,000円		
団長	: 82,500円	副団長	: 69,000円														
分団長	: 50,500円	副分団長	: 45,500円														
部長	: 40,000円	班長	: 37,000円														
団員	: 36,000円																
協議の結果	<p>名称は新町名の名称とする。 区域は新町の全域とする。 組織は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、団長1名、副団長9名以内とする。 消防団員の任用については、新町に居住し、又は勤務する18歳以上の者であることとする。 報酬は年額とし個々の額は以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>団長</td><td>: 82,500円</td> <td>副団長</td><td>: 69,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td><td>: 50,500円</td> <td>副分団長</td><td>: 45,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td><td>: 40,000円</td> <td>班長</td><td>: 37,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td><td>: 36,000円</td> <td></td><td></td> </tr> </table> <p>費用弁償は、出動1回につき5,000円とし、旅費は新町役場職員に準ずる。</p>	団長	: 82,500円	副団長	: 69,000円	分団長	: 50,500円	副分団長	: 45,500円	部長	: 40,000円	班長	: 37,000円	団員	: 36,000円		
団長	: 82,500円	副団長	: 69,000円														
分団長	: 50,500円	副分団長	: 45,500円														
部長	: 40,000円	班長	: 37,000円														
団員	: 36,000円																

協議第 15 号

地域審議会の取扱いについて

別紙のとおり地域審議会の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 4 月 25 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目6 地域審議会の取扱いについて
地域審議会の制度等	<p>地域審議会の制度とは、「合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる。」との懸念に対して、合併市町村の施策全般に関しきめ細かに住民の意見を反映していくことができるよう、創設されたものです。</p> <p>地域審議会は、合併市町村の協議により、期間を定め、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、設置することができるとしており（合併特例法第5条の4第1項）、その任務は、新町が処理する当該区域に係る事務に関し、新町の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき新町の長に意見を述べることとされている。</p> <p>地域審議会の組織及び運営に関し、必要な事項については、伊野町、吾北村及び本川村の協議により定めることとされています。（合併特例法第5条の4第2項）地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については、議会の議決を経る必要があり、協議が成立したときは、伊野町、吾北村及び本川村は直ちにその内容を告示しなければなりません。（合併特例法第5条の4第3項）</p> <p>また、地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければなりません。（合併特例法第5条第8項）</p>
地域審議会の具体的な役割等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新町長の諮問に対する審議 <ul style="list-style-type: none"> 新町建設計画の変更（合併特例法第5条第8項） 新町建設計画の執行状況（定期的なもの） 当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用（合併特例法第11条の2第1項第3号） 基本構想・各種計画の策定・変更 当該地域においてのみ行われる事務・事業 当該区域に特別に利害関係のある事務・事業 2. 新町長に対する意見 <ul style="list-style-type: none"> 新町建設計画の執行状況（随時的なもの） 公共施設の配置・管理運営 福祉・廃棄物処理・消防等の施設の実施状況 当該区域においてのみ行われる事務・事業 当該区域に特別に利害関係のある事務・事業
参 考	<p>諮問とは、有識者又は一定機関に意見を求めること。</p> <p>審議とは、ある物事について詳しく調査・検討し、そのもののよしあしなどを決めること。</p> <p>意見とは、ある問題に対する主張・考え。心に思うところを述べること。</p>

項 目	協定項目 6 地域審議会の取扱いについて
関係法令	<p>(市町村建設計画の作成及び変更)</p> <p>第 5 条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。</p> <p>(一) 合併市町村の建設の基本方針</p> <p>(二) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項</p> <p>(三) 公共的施設の統合整備に関する事項</p> <p>(四) 合併市町村の財政計画</p> <p>2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。</p> <p>3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。</p> <p>5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。</p> <p>6 第 4 条第 18 項又は前条第 27 項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から 6 月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第 4 条第 1 項又は前条第 1 項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。</p> <p>8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>9 第 7 項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第 5 条の 4 第 1 項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>10 第 4 項及び第 5 項の規定は、第 7 項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。</p> <p>(地域審議会)</p> <p>第 5 条の 4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前 2 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第 2 項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p>

項目	協定項目 6 地域審議会の取扱いについて
留意事項	<p>地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、合併町村すべてに置かなければならないものではなく、また地域審議会を置くこととなっても、伊野町、吾北村及び本川村のすべてに置かなければならないものでもありません。</p> <p>さらに、設置は、従来一体性があつた3町村の区域を単位とするものであり、吾北村と本川村の区域を合わせて一つの地域審議会をおくことや吾北村を分割して複数の区域を設けて置くことはできません。</p> <p>地域審議会の設置は、地方自治法第138条の4第3項の定めに基づき、新町長の付属機関としての位置づけとなるため、一般的には合併後に条例を制定することになりますが、設置の趣旨を考慮すれば、合併前に決定できることが適当と思われれます。しかしながら、合併前に合併後の新町の条例を制定することはできません。したがって、設置について、合併前に条例ではない形式により設置できるようにすることが適当であり、合併3町村の協議により定めることができるとされています。この協議については、3町村の議会の議決を経るものとされており、条例と同様に民主的な手続きと解されています。</p>
調整方針 (案)	<p>3町村の合併の方式は「対等合併」であり、旧吾北村及び旧本川村には「総合支所」を設置すること、また、従前開催してきた区長又は部落部長会を継続することから、地域の意見や要望を具体的に聴き、行政に反映できるため地域審議会は設置しない。</p>
協議の結果	<p>継続協議とする。</p>

協議第 16 号

事務機構及び組織の取扱いについて

別紙のとおり事務機構及び組織の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 4 月 25 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目13 事務機構及び組織の取扱い		
	伊野町	現況 吾北村	本川村
事務組織	<p>総務課 総務係・管財係・企画係・財政係・庶務係</p> <p>税務課 賦課徴収係・固定資産評価係・庶務係</p> <p>町民課 戸籍係・保険年金係・庶務係・枝川支所 川内支所・八田支所</p> <p>ほけん福祉課 保健衛生係・介護保険係・福祉係・庶務係 訪問介護ステーション・在宅介護支援センター・枝川保育所・八田保育所・川内保育所・天神保育所・神谷保育所</p> <p>産業経済課 農業振興係・山村振興係・農林道係・国土調査係・商工係・庶務係</p> <p>建設課 都市計画係・道路橋梁係・庶務係</p> <p>技術監理課 技術監理係・庶務係</p> <p>環境上下水道課 環境整備係・上下水道係・庶務係</p> <p>紙の博物館 土佐和紙工芸村 特別養護老人ホーム「偕楽荘」</p> <p>出納室 議会事務局 教育委員会 選挙管理委員会</p> <p>農業委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会</p>	<p>総務課 総務係・税務係・合併対策室・村長室・山村開発センター</p> <p>企画課 企画係・国土調査室</p> <p>住民課 住民係・福祉係・保健係・在宅介護支援センター・吾北保育所</p> <p>農林課 農政係・林政係・育苗研修センター</p> <p>建設課 公共土木係・農業土木係・森林土木係 特別養護老人ホーム「吾北荘」</p> <p>出納室 議会事務局 教育委員会 選挙管理委員会 農業委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会</p>	<p>総務課 総務係・財政係・税務係・統計係・消防交通係・戸籍係・国民年金係</p> <p>企画振興課 企画係・商工観光係・合併対策係</p> <p>保健福祉課 衛生係・厚生係・水道係・国保係・介護保険係・在宅介護支援センター・中央保育所</p> <p>産業建設課 地籍係・農林水産係・土木建設係</p> <p>森林対策室 指導係 国保診療所 医師・看護師</p> <p>出納室 議会事務局 教育委員会 選挙管理委員会 農業委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会</p>

項目	協定項目 1 3 事務機構及び組織の取扱い
<p>合併によって統合 が考えられる組 織・部門</p>	<p>議会事務局 教育委員会事務局・・・・・・教育事務所を総合支所に配置 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局 広域行政組合に関する部門 税務の賦課部門・・・・・・税務の徴収部門は総合支所にも配置 固定資産評価部門・・・・・・賦課資料調査部門は総合支所にも配置 総務・人事・財政・企画部門</p>
<p>総合支所</p>	<p>総合支所とは、新町内の旧吾北村及び旧本川村の区域に限り、主として新町の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するが、支所の位置付けについて協議する必要があります。</p>
<p>参考法令</p>	<p>【地方自治法】 (地方公共団体の法人格及び事務) 第 2 条 1 項～1 3 項 略 14 地方自治体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。 15 地方自治体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。</p> <p>(都道府県の局部・分課及び市町村の部課) 第 1 5 8 条 1 項～6 項 略 7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。</p> <p>(支庁・地方事務所・支所等の設置) 第 1 5 5 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。 3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p>

項目	協定項目 1 3 事務機構及び組織の取扱い
調整方針（案）	<p>現在の伊野町役場を本庁とし、吾北村役場及び本川村役場をその行政区域を所管する総合支所とする。伊野町の既設の支所については、出張所とする。なお、事務機構及び組織については以下の点を基本として調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の声を適正に反映することが出来る組織・機構 ・住民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構 ・簡素で効率的な組織・機構 ・指揮命令系統が明確な組織・機構 ・新たな行政課題に迅速に対応できる組織・機構 <p>さらに、総合支所については地区住民に最も身近な行政拠点として、日常性の高い行政サービスの提供を行うとともに、住民参画や地区のまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常性の高い行政サービスの提供（諸証明の交付といった窓口サービス等） ・地域の特定課題・需要に関する業務機能の付与 ・地域福祉の展開 ・まちづくりの推進、自治の振興 ・住民活動の支援 ・地域情報の収集・提供 ・地域内公共施設の運営管理
協議の結果	<p>現在の伊野町役場を本庁とし、吾北村役場及び本川村役場をその行政区域を所管する総合支所とする。伊野町の既設の支所については、出張所とする。なお、事務機構及び組織については以下の点を基本として調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の声を適正に反映することが出来る組織・機構 ・住民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構 ・簡素で効率的な組織・機構 ・指揮命令系統が明確な組織・機構 ・新たな行政課題に迅速に対応できる組織・機構 <p>さらに、総合支所については地区住民に最も身近な行政拠点として、日常性の高い行政サービスの提供を行うとともに、住民参画や地区のまちづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常性の高い行政サービスの提供（諸証明の交付といった窓口サービス等） ・地域の特定課題・需要に関する業務機能の付与 ・地域福祉の展開 ・まちづくりの推進、自治の振興 ・住民活動の支援 ・地域情報の収集・提供 ・地域内公共施設の運営管理

項目	協定項目 1 3 事務機構及び組織の取扱い		
参 考 事 例	市町村名	調 整 方 針	合併期日
	ひたちなか市	<p>現在の勝田市役所を本庁とし、現在の那珂湊市役所をその行政区域を所管とする支所とする。 支所の組織については、住民サ - ビスに十分配慮するものとする。 出先機関は、現行のまま存続する。 新市の組織・機構の整備については、新市における行政組織・機構の整備方針に基づき整備する。 2市に置かれている付属機関は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関については、実態を考慮し整備するものとする。 付属機関の委員構成等については、2市の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。</p>	平成6年11月1日
	あきる野市	<p>現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。 新市の組織については、住民サ - ビスが低下しないよう十分配慮するものとする。 出先機関は、おおむね現行のまま存続する。 新市の組織・機構の整備については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。 教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。 また、付属機関については、原則として統合するものとし、独自に置かれている付属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。</p>	平成7年9月1日
	篠山市	<p>新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。 新町の組織については、住民サ - ビスが低下しないよう十分配慮する。</p>	平成11年4月1日
西東京市	<p>新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の2段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。 また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままのかたちで統合する。 平成13年4月からは、議会事務局のほか、市長部局9部、教育委員会部局2部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。 《新市における組織・機構の整備方針》 ア 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 イ 市民の声を適正に反映することができる組織・機構 ウ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構 エ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 オ 簡素で効率的な組織・機構</p>	平成13年1月21日	

項目	協定項目13 事務機構及び組織の取扱い		
参考事例	さいたま市	<p>新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として合併6ヶ月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構 簡素で効率的な組織・機構 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 指揮命令系統が明確な組織・機構 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構 新たな行政課題を見据えた組織・機構 	平成13年5月1日
	さぬき市	<p>現在の津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の庁舎を有効活用した組織及び機構とする。</p> <p>新市の組織・機構の整備については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>新市の組織については、住民サ・ビスが低下しないよう十分配慮する。</p>	平成14年4月1日

協議第 17 号

町村の慣行の取扱いについて



別紙のとおり町村の慣行の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 4 月 25 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等の検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目19 町村の慣行の取扱い		
	現 況		
	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
町村章	<p>紋章（昭和31年6月14日）</p>  <p>この町章は「いの」を図案化したもので昭和29年に合併を期した記念に定めたものです。</p> <p>・選考・・・公募</p>	<p>村章（昭和41年4月1日）</p>  <p>「吾北」の「吾」を図案化し、タテのけん先は「向上」「発展」を表し、円は「平和」「協力」横の広がり「豊かさ」山のようなとんがりは「山村」を表す。</p> <p>・選考・・・公募</p>	<p>村章（昭和55年7月1日）</p>  <p>全体としては、本川村の「本を図案化したものである。」中央の三角は本川村の発展を表し左右の円は協調と平和を意味したもので村民の団結と協力を村民の暖かい手として表現したものである。</p> <p>・選考・・・公募</p>
先進事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 「新たに市章を定める。」 ・あきる野市 「市章は、新市において新たに定める。」 ・篠山市 「市章は、新市において新たに定めるものとする。」 ・西東京市 「市章は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市章は、新市において検討するものとする。」 ・さぬき市 「市章は、新市において新たに定める。」 		
調整方針(案)	町章は、新町において検討するものとする。		
協議の結果	町章は、新町において検討するものとする。		

協定項目 19 町村の慣行の取扱い						
項 目	現 況					
	伊 野 町		吾 北 村		本 川 村	
具 体 的 項 目	町の花	オンツツジ	村の花	アセビ	村の花	シャクナゲ
	町の木	ミツマタ	村の木	吾北杉	村の木	コウヤマキ
	町の鳥	オオルリ	村の鳥	ヤマガラ	村の鳥	こまどり
	姉妹都市	コチア市(ブラジル)	姉妹都市	なし	姉妹都市	なし
	キャッチフレ - ズ 「水・人・紙のまち」伊野町		キャッチフレ - ズ 「自然と人が輝く健康・文化の里」 「ほどよい活力」		キャッチフレ - ズ 「緑あふれる源流の里」	
先 進 事 例	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 「合併後検討委員会を設け、新たに市の花、木、鳥の選定を行う。」 ・あきる野市 「市の花、木、鳥は、新市において新たに定める。」 ・篠山市 「市の木、花は、新市において新たに定めるものとする。」 ・西東京市 「市の木、花、鳥は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市の木、市の花は、新市において検討するものとする。」 ・さぬき市 「市木、市花は、新市において新たに定める。」 					
調 整 方 針 (案)	町の花、木、鳥、キャッチフレ - ズは、新町において検討するものとする。 姉妹都市は、新町に引き継ぐものとする。					
協 議 の 結 果	町の花、木、鳥、キャッチフレ - ズは、新町において検討するものとする。 姉妹都市は、新町に引き継ぐものとする。					

項目	協定項目 19 町村の慣行の取扱い		
	現 況		
	伊 野 町	吾 北 村	本 川 村
憲章・将来像	<p>将来像 仁淀川の清流とともに土佐和紙の発祥の地として発展した。現在も伝統を活かした町づくりを基本に生活環境の整備等、「恵まれた美しい自然を愛し、先人たちが築いた伝統を守り、生き生きとして住みよく希望に満ちたまち“いの”を目指す。</p>	<p>将来像 「自然と人が輝く健康・文化の里」 ・安全で快適な生活環境を整える ・豊かな産業を興す ・健康で共に生きる村をつくる ・活力ある人材を育てる ・明るく楽しい村をみんなで築く</p>	<p>村民憲章 吉野川の源流を誇りとし、清い流れ、豊かな自然を守ります。 健康で、生きる喜びを分かち合える、福祉の村をつくります。 すべての人々とてをつなぎ、ぬくもりとやさしさのある村を守り育てます。 先人の遺業を尊び、文化を高め、広い視野をもって、発展性のある村を作ります。 水と緑と伝統ある我がふるさとを、子供たちの輝かしい未来のために引き継ぎます。</p>
先進事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 「合併後検討委員会を設け、新たに市民憲章を定める。」 ・あきる野市 「項目なし」 ・篠山市 「市民憲章は、新市において新たに定めるものとする。」 ・西東京市 「市民憲章は、新市において調整する。」 ・さいたま市 「市民憲章は、新市において検討する。」 ・さぬき市 「市民憲章は、新市において新たに定める。」 		
調整方針(案)	町民憲章は、新町において検討するものとする。		
協議の結果	町民憲章は、新町において検討するものとする。		

協議第 18 号

国民健康保険事業の取扱いについて

別紙のとおり国民健康保険事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 4 月 25 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目20 国民健康保険事業の取扱い				
	現		況		
	伊野町	吾北村	本川村		
課税の状況 (平成14年度)	賦課方式：4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)				
	賦課期日：毎年4月1日				
	税率				
	基礎分	区分	伊野町(保険税)	吾北村(保険税)	本川村(保険税)
		所得割(%)	9.50	8.20	9.00
		資産割(%)	30.00	48.00	52.00
		均等割(円)	19,500	16,500	17,500
		平等割(円)	23,000	16,500	23,000
		賦課限度額(円)	530,000	530,000	530,000
	介護分	区分	伊野町(保険税)	吾北村(保険税)	本川村(保険税)
		所得割(%)	0.93	0.90	0.90
		資産割(%)	5.70	2.00	5.00
		均等割(円)	4,700	3,500	4,000
		平等割(円)	4,500	3,000	3,000
		賦課限度額(円)	70,000	70,000	70,000
	軽減措置()	6割・4割	7割・5割・2割	6割・4割	
		7割(6割)軽減対象：33万以下の所得の場合			
		5割(4割)軽減対象：(33万円+24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の所得の場合			
		2割軽減対象：(33万円+35万円×世帯主を含む被保険者数)以下の所得の場合			
		(上記の軽減判定の基準額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者の合計所得で判定されます。)			
納期	仮算定第1期	5月1日から同月31日まで	仮算定第1期	5月1日から同月31日まで	
	第2期	6月1日から同月30日まで	第2期	6月1日から同月30日まで	
	本算定第3期	7月1日から同月31日まで	本算定第3期	7月1日から同月31日まで	
	第4期	8月1日から同月31日まで	第4期	9月1日から同月30日まで	
	第5期	9月1日から同月30日まで	第5期	10月1日から同月31日まで	
	第6期	10月1日から同月31日まで	第6期	11月1日から同月30日まで	
	第7期	11月1日から同月30日まで	第7期	12月1日から同月25日まで	
	第8期	12月1日から同月25日まで	第8期	1月1日から同月31日まで	
	第9期	1月1日から同月31日まで			
	第10期	2月1日から同月末日まで			
				第1期 8月1日から同月31日まで	
				第2期 9月1日から同月30日まで	
				第3期 10月1日から同月31日まで	
				第4期 11月1日から同月30日まで	
				第5期 12月1日から同月25日まで	
				第6期 1月1日から同月31日まで	
				第7期 2月1日から同月末日まで	
				仮徴収なし	
	【仮算定と本算定について】				
	国民健康保険税は、前年の所得に応じて課せられる所得割がありますが、年度当初は前年所得が確定していないため、前々年度の所得状況を参考に仮算定で仮徴収し、前年所得が確定した段階で本算定においてその年度の保険税額が確定します。なお、仮算定期間で生じた過不足については、本算定以後の徴収額で調整します。				

項目	協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
国民健康保険運営協議会	委員の任期：2年（H15.5.31） 委員の定数：被保険者代表 5名 医療機関代表 5名 公益代表 5名 合計 15名 開催回数：年間2回 報酬：日額7,700円 委員研修 頻度 2年に1回、県外研修を実施 県外研修については、国保連合会に先進地のリストをもらい1泊2日の日程で実施している。	委員の任期：2年（H15.3.31） 委員の定数：被保険者代表 3名 医療機関代表 3名 公益代表 3名 合計 9名 開催回数：年間1回 報酬：日額7,200円 （4時間未満の場合は0.7を乗じた額） 委員研修： 頻度 毎年1回、連合会、県による国保運営協議会委員研修会に参加。	委員の任期：2年（H16.3.31） 委員の定数：被保険者代表 2名 医療機関代表 2名 公益代表 2名 合計 6名 開催回数：年間2回 報酬：日額7,500円 委員研修 頻度 毎年2回 ・連合会、県による国保運営協議会委員研修 ・連合会による県外先進地視察研修（1泊2日）
国保財政調整基金	314,963千円 （平成13年度決算額）	101,559千円 （平成13年度決算額）	26,692千円 （平成13年度決算額）
高額療養費貸付基金	5,000千円 （平成13年度決算額）	3,000千円 （平成13年度決算額）	なし
高額療養費貸付限度額	高額療養費の100%	高額療養費の90%	高額療養費の80%
出産・葬祭に関する給付	出産一時金：30万円 葬祭費：3万円	出産一時金：30万円 葬祭費：3万円	出産一時金：30万円 葬祭費：3万円
保健事業	無受診者の表彰事業 世帯表彰：2,000円程度の記念品 個人表彰：なし 人間ドッグ一部助成金 30歳から5歳刻みで60歳までの節目検診を実施	無受診者の表彰事業 世帯表彰：5,000円程度の記念品 個人表彰：なし 人間ドッグ一部助成金 なし	無受診者の表彰事業 世帯表彰：4～5,000円程度の記念品 個人表彰：なし 人間ドッグ一部助成金 なし

協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱い

現 況

資 料

国民健康保険の加入状況

		全体		国保		加入率(%)	
		世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	被保険者数(人)	世帯	被保険者
伊野町	H13	9,284	25,165	4,255	7,966	45.83	31.66
	H14	9,284	24,982	4,403	8,171	47.43	32.71
吾北村	H13	1,443	3,625	855	1,558	59.25	42.98
	H14	1,425	3,539	865	1,588	60.70	44.87
本川村	H13	397	805	231	392	58.19	48.70
	H14	401	806	235	394	58.60	48.88
計	H13	11,124	29,595	5,341	9,916	48.01	33.51
	H14	11,110	29,327	5,503	10,153	49.53	34.62

保険給付費

単位：千円

平成13年度		療養諸費			高額療養費	葬祭費	出産育児諸費	育児諸費	合計
		療養給付費	療養費	審査支払手数料					
一般	伊野町	620,058,784	3,732,868	4,209,902	92,021,188	4,500,000	5,100,000	745,000	730,367,742
	吾北村	146,973,947	216,361	628,043	25,544,112	1,050,000	0	0	174,412,463
	本川村	26,325,908	32,123	165,615	4,136,541	150,000	0	0	30,810,187
	計	793,358,639	3,981,352	5,003,560	121,701,841	5,700,000	5,100,000	745,000	935,590,392
退職	伊野町	322,162,619	3,830,776		18,065,849				344,059,244
	吾北村	36,816,566	69,136		2,562,411				39,448,113
	本川村	12,996,817	45,965		762,831				13,805,613
	計	371,976,002	3,945,877		21,391,091				397,312,970
合計	伊野町	942,221,403	7,563,644	4,209,902	110,087,037	4,500,000	5,100,000	745,000	1,074,426,986
	吾北村	183,790,513	285,497	628,043	28,106,523	1,050,000	0	0	213,860,576
	本川村	39,322,725	78,088	165,615	4,899,372	150,000	0	0	44,615,800
	計	1,165,334,641	7,927,229	5,003,560	143,092,932	5,700,000	5,100,000	745,000	1,332,903,362

平成14年度		療養諸費			高額療養費	葬祭費	出産育児諸費	育児諸費	合計
		療養給付費	療養費	審査支払手数料					
一般	伊野町	633,918,037	4,559,256	3,644,463	106,014,089	5,460,000	9,600,000	1,410,000	764,605,845
	吾北村	134,018,933	273,816	626,383	27,794,819	1,200,000	300,000	0	164,213,951
	本川村	26,654,228	10,000	79,275	3,499,115	540,000	0	0	30,782,618
	計	794,591,198	4,843,072	4,350,121	137,308,023	7,200,000	9,900,000	1,410,000	959,602,414
退職	伊野町	303,560,941	3,759,505		14,083,729				321,404,175
	吾北村	48,215,153	67,736		4,375,033				52,657,922
	本川村	11,787,431	18,000	47,235	565,342	0	0	0	12,418,008
	計	363,563,525	3,845,241		19,024,104				386,432,870
合計	伊野町	937,478,978	8,318,761	3,644,463	120,097,818	5,460,000	9,600,000	1,410,000	1,086,010,020
	吾北村	182,234,086	341,552	626,383	32,169,852	1,200,000	300,000	0	216,871,873
	本川村	38,441,659	28,000	126,510	4,064,457	540,000	0	0	43,200,626
	計	1,158,154,723	8,688,313	4,397,356	156,332,127	7,200,000	9,900,000	1,410,000	1,346,082,519

協定項目 2 0 国民健康保険事業の取扱い

現 況

保険税の収納状況

平成13年度			現 年 分			過年度滞納繰越分		
			調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)
一般	伊野町	基礎	490,470,315	461,164,865	94.03	107,765,240	13,545,895	12.57
		介護	27,058,063	24,608,704	90.95	1,364,012	456,178	33.44
	吾北村	基礎	67,548,602	66,960,970	99.13	4,516,241	10,385,610	229.96
		介護	3,289,934	3,220,766	97.90	45,674	10,438	22.85
	本川村	基礎	22,721,792	21,833,892	96.09	1,183,200	151,800	12.83
		介護	914,400	824,700	90.19	58,800	9,000	15.31
計	基礎	580,740,709	549,959,727	94.70	113,464,681	24,083,305	21.23	
	介護	31,262,397	28,654,170	91.66	1,468,486	475,616	32.39	
退職	伊野町	基礎	111,300,079	108,221,356	97.23	9,269,442	1,398,898	15.09
		介護	8,277,943	7,927,075	95.76	203,685	50,324	24.71
	吾北村	基礎	9,527,398	9,527,398	100.00	73,908	0	0.00
		介護	541,166	541,166	100.00	0	0	0.00
	本川村	基礎	4,472,308	4,472,308	100.00	0	0	0.00
		介護	282,100	282,100	100.00	0	0	0.00
	計	基礎	125,299,785	122,221,062	97.54	9,343,350	1,398,898	14.97
		介護	9,101,209	8,750,341	96.14	203,685	50,324	24.71

平成14年度			現 年 分			過年度滞納繰越分		
			調定額(円)	収入見込額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)
一般	伊野町	基礎	498,337,681	464,660,552	93.24	109,265,848	17,691,556	16.19
		介護	27,647,372	24,821,964	89.78	3,332,933	1,136,121	34.09
	吾北村	基礎	62,813,560	62,185,424	99.00	3,747,512	530,510	14.16
		介護	2,939,093	2,909,702	99.00	104,404	18,106	17.34
	本川村	基礎	22,067,297	21,709,897	98.38	1,844,400	131,902	7.15
		介護	699,700	653,300	93.37	139,500	7,098	5.09
計	基礎	583,218,538	548,555,873	94.06	114,857,760	18,353,968	15.98	
	介護	31,286,165	28,384,966	90.73	3,576,837	1,161,325	32.47	
退職	伊野町	基礎	113,926,819	109,816,329	96.39	9,801,407	1,960,281	20.00
		介護	8,333,928	7,850,971	94.20	463,086	111,140	24.00
	吾北村	基礎	9,633,040	9,536,709	99.00	73,908	0	0.00
		介護	590,007	584,106	99.00	0	0	0.00
	本川村	基礎	4,062,003	4,056,603	99.87	0	0	0.00
		介護	267,800	267,000	99.70	0	0	0.00
	計	基礎	127,621,862	123,409,641	96.70	9,875,315	1,960,281	19.85
		介護	9,191,735	8,702,077	94.67	463,086	111,140	24.00

項目	協定項目 20 国民健康保険事業の取扱い
参 考	<p>【国民健康保険税】 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する課税額世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき、算定した基礎課税額、並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち、同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した、介護納付金課税額の合算額。基礎課税額 530,000円介護納付金 70,000円を超えることが出来ない。</p> <p>【国民健康保険法】 (国民健康保険運営協議会) 第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>【国民健康保険法施行令】 (国民健康保険運営協議会の組織) 第3条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。 2 協議会は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法第81条の2第1項に規定する被用者保険等被保険者を代表する委員を加えて組織することができる。 3 委員の定数は、条例で定める。 (委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長) 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する</p> <p>(出産、葬祭に関する給付) 第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>(高額療養費) 第57条の2 保険者は、被保険者の療養(食事療養を除く。次項において同じ。)に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、特定療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。 2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。</p>

協定項目	20 国民健康保険事業の取扱い																														
留意事項	<p>保険税税率、賦課徴収等（軽減措置・納期）の相違 国民健康保険運営協議会の委員数等の相違 国保財政調整基金の相違 高額療養費の貸付制度の相違（基金の額、貸付限度額） 保健事業（無受診者表彰）の相違</p>																														
調整方針（案）	<p>保険税の税率は、国民健康保健事業の健全で円滑な運営を確保することが出来る額に合併時に統一する。 軽減措置についても、合併時に統一する。 納期については、下記のとおりを設定する。</p> <table border="0" data-bbox="398 400 943 699"> <tr> <td>仮算定</td> <td>第1期</td> <td>5月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第2期</td> <td>6月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>本算定</td> <td>第3期</td> <td>7月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第4期</td> <td>8月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第5期</td> <td>9月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第6期</td> <td>10月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第7期</td> <td>11月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第8期</td> <td>12月1日から同月25日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第9期</td> <td>1月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第10期</td> <td>2月1日から同月末日まで</td> </tr> </table> <p>国民健康保険運営協議会は、合併時に統合する。 国保財政調整基金については、新町に引き継ぐ。 高額療養費の貸付基金については、新町に引き継ぐ。 高額療養費の貸付限度額は、合併時に統合する。 保健事業については、新町において策定する。</p>	仮算定	第1期	5月1日から同月31日まで	"	第2期	6月1日から同月30日まで	本算定	第3期	7月1日から同月31日まで	"	第4期	8月1日から同月31日まで	"	第5期	9月1日から同月30日まで	"	第6期	10月1日から同月31日まで	"	第7期	11月1日から同月30日まで	"	第8期	12月1日から同月25日まで	"	第9期	1月1日から同月31日まで	"	第10期	2月1日から同月末日まで
仮算定	第1期	5月1日から同月31日まで																													
"	第2期	6月1日から同月30日まで																													
本算定	第3期	7月1日から同月31日まで																													
"	第4期	8月1日から同月31日まで																													
"	第5期	9月1日から同月30日まで																													
"	第6期	10月1日から同月31日まで																													
"	第7期	11月1日から同月30日まで																													
"	第8期	12月1日から同月25日まで																													
"	第9期	1月1日から同月31日まで																													
"	第10期	2月1日から同月末日まで																													
協議の結果	<p>保険税の税率は、国民健康保健事業の健全で円滑な運営を確保することが出来る額に合併時に統一する。（国保税は4月1日を基準に課税されていますので、合併後引き続き被保険者である者は、平成16年度中は税額の変動は有りません。しかし、合併日以降国保の資格を取得する者は、統一された新しい税率が適用されることとなります。平成17年度以降は、すべての国保被保険者について新町の税率が適用されます。） 軽減措置についても、合併時に統一する。 納期については、下記のとおりを設定する。</p> <table border="0" data-bbox="398 1038 943 1337"> <tr> <td>仮算定</td> <td>第1期</td> <td>5月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第2期</td> <td>6月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>本算定</td> <td>第3期</td> <td>7月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第4期</td> <td>8月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第5期</td> <td>9月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第6期</td> <td>10月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第7期</td> <td>11月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第8期</td> <td>12月1日から同月25日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第9期</td> <td>1月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>第10期</td> <td>2月1日から同月末日まで</td> </tr> </table> <p>国民健康保険運営協議会は、合併時に統合する。 国保財政調整基金については、新町に引き継ぐ。 高額療養費の貸付基金については、新町に引き継ぐ。 高額療養費の貸付限度額は、合併時に統合する。 保健事業については、新町において策定する。</p>	仮算定	第1期	5月1日から同月31日まで	"	第2期	6月1日から同月30日まで	本算定	第3期	7月1日から同月31日まで	"	第4期	8月1日から同月31日まで	"	第5期	9月1日から同月30日まで	"	第6期	10月1日から同月31日まで	"	第7期	11月1日から同月30日まで	"	第8期	12月1日から同月25日まで	"	第9期	1月1日から同月31日まで	"	第10期	2月1日から同月末日まで
仮算定	第1期	5月1日から同月31日まで																													
"	第2期	6月1日から同月30日まで																													
本算定	第3期	7月1日から同月31日まで																													
"	第4期	8月1日から同月31日まで																													
"	第5期	9月1日から同月30日まで																													
"	第6期	10月1日から同月31日まで																													
"	第7期	11月1日から同月30日まで																													
"	第8期	12月1日から同月25日まで																													
"	第9期	1月1日から同月31日まで																													
"	第10期	2月1日から同月末日まで																													

項目	調 整 方 針		合併期日
参 考 事 例	市町村名		
	ひたちなか市	基本的には、勝田市の制度に統一する。ただし、国民健康保険税については、合併する年度及びその翌年度に限り、不均一課税を行う。	平成6年11月1日
	あきる野市	税率は、秋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は現行の税率を採用する。 保険税の賦課期日、納期は、合併年度に限り現行のとおりとし、その後は新市において定める。	平成7年9月1日
	篠山市	国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整につとめる。 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。 財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納報奨金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 督促手数料については、笹山町の例による。 保険給付事業については、現行のとおりとする。 保険事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック事業については、今田町の例による。	平成11年4月1日
	西東京市	国民健康保険制度の中で2市において差異のあるものについては、次のとおり扱うものとする。 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料を設定するものとする。 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。	平成13年1月21日
	さいたま市	国民健康保険事業については、被保険者に対するサ・ビスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一するものとする。	平成13年5月1日
さぬき市	保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。 軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を摘要することとする。 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一する。 納期前納報奨金は廃止で統一する。 国民健康保険事業運営協議会は、新市において新たに設置する。 保険事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。 財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。 高額医療費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000千円とし、貸付額は現行のとおりとする。	平成14年4月1日	

協議第 19 号

介護保険事業の取扱いについて

別紙のとおり介護保険事業の取扱いを定めることについて、協議会の同意を求めます。

平成 15 年 4 月 25 日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会会長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目	協定項目 2-1 介護保険事業の取扱い		
	伊野町	吾北村	本川村
介護保険事業計画	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために、3年ごとに5年を1期として定めなければならない。 第1期介護保険事業計画；平成12年度～平成16年度 （平成14年度に1期を見直し次期を策定） 第2期介護保険事業計画；平成15年度～平成19年度 （平成17年度に2期を見直し次期を策定）		
介護保険資格管理	【事業の概要】 65歳以上の介護保険の被保険者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者で介護保険法に定める要介護（支援）認定を受けている者の被保険者資格の管理 【事務手順】 65歳に達する誕生日が属する日の前月末に、第1号被保険者となる旨の通知及び介護保険被保険者証を交付する。 【資格等異動手続き事務】 申請時期 転入、転出、死亡、住所地特例適用・変更・廃止等により資格異動が生じたとき。 手続方法 本人及び代理人により役場にて住基異動。住所地特例については施設からの入・退所連絡表にて対応する場合もある。 手続 必要に応じ、転入用資格者証・受給資格者証・被保険者の発行及び返還・システム入力を行う。		
	平成14年11月末 被保険者数 5,642人 （内住所地特例15人） 旧措置入所者 54人 標準負担額減額認定者数 155人 特定標準負担額減額認定者数 39人 特定利用者負担額減額・免除認定者数 22人	平成14年11月末 被保険者数 1,431人 （内住所地特例2人） 旧措置入所者 31人 標準負担額軽減認定者 31人 特定標準負担額減額認定者数 26人 特定利用者負担額減額・免除認定者数 22人	平成14年11月末 被保険者数 336人 （内住所地特例4人） 旧措置入所者 4人 標準負担額軽減認定者 4人 特定標準負担額減額認定者数 7人 特定利用者負担額減額・免除認定者数 2人
介護認定審査会の設置・運営	仁淀川広域市町村圏内の伊野町・吾北村・日高村で共同設置 委員定数：24人以内 要保護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、仁淀川広域市町村圏事務組合管理者（町長）がこれを任命 任期 2年 再任可 委員の互選により会長を選出（会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。） 事務局は仁淀川広域市町村圏事務組合 【経費】 関係3町村が負担		嶺北広域市町村圏内の大豊町・本山町・土佐町・大川村・本川村で共同設置 委員定数：10人 保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、嶺北広域行政事務組合管理者（町長）がこれを任命。 任期 2年 再任可 委員の互選により会長を選出（会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。） 事務局は、嶺北広域行政事務組合 【経費】 関係5町村が負担

項目	協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い																							
	現 況																							
	伊野町		吾北村		本川村																			
介護認定訪問調査	伊野町在宅介護支援センターに調査を依頼するほか、委託契約を次のところと締結し、調査を行っている。伊野町立特別養護老人ホーム偕楽荘・仁淀地区国民健康保険病院組合		新規申請については、在宅介護支援センターに依頼、更新申請については、施設の場合、委託契約を締結してその者の入所施設に依頼、在宅者については、臨時職員を雇用、調査している。		本川村在宅介護支援センターに調査を依頼するほか、村外の介護保険施設（特別養護老人ホームトキワ苑、特別養護老人ホーム吾北荘、さくら病院、島本病院、高知城東病院等）と委託契約を締結し調査を行っている。																			
平成15年度から平成17年度の第1号被保険者の基準月額保険料	第1段階	27,200円	第1段階	24,400円	第1段階	20,100円																		
	第2段階	40,800円	第2段階	36,600円	第2段階	30,100円																		
	第3段階	54,500円	第3段階	48,700円	第3段階	40,100円																		
	基準月額	4,540円	基準月額	4,057円	基準月額	3,341円																		
	第4段階	68,100円	第4段階	60,900円	第4段階	50,100円																		
	第5段階	81,700円	第5段階	73,100円	第5段階	60,100円																		
第1号被保険者の保険料	<p>第1号被保険者の保険料は、これまでに推計された介護保険サービスの提供に要する総費用額から要介護者等の自己負担額などを除いた金額（標準給付費）を、被保険者数で割り、算出されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>対象者</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者および生活保護受給者</td> <td>基準額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が住民税非課税</td> <td>基準額 × 0.75</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が住民税非課税</td> <td>基準額</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が住民税課税（1） （合計所得金額200万円未満）</td> <td>基準額 × 1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税（2） （合計所得金額200万円以上）</td> <td>基準額 × 1.5</td> </tr> </tbody> </table>						段階	対象者	保険料	第1段階	世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者および生活保護受給者	基準額 × 0.5	第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額 × 0.75	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	第4段階	本人が住民税課税（1） （合計所得金額200万円未満）	基準額 × 1.25	第5段階	本人が住民税課税（2） （合計所得金額200万円以上）	基準額 × 1.5
	段階	対象者	保険料																					
	第1段階	世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者および生活保護受給者	基準額 × 0.5																					
	第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額 × 0.75																					
	第3段階	本人が住民税非課税	基準額																					
	第4段階	本人が住民税課税（1） （合計所得金額200万円未満）	基準額 × 1.25																					
第5段階	本人が住民税課税（2） （合計所得金額200万円以上）	基準額 × 1.5																						

項目	協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い		
	現 況		
	伊野町	吾北村	本川村
第1号被保険者保険料の普通徴収にかかる納期	仮算定第1期 5月1日から同月31日まで " 第2期 6月1日から同月30日まで 本算定第3期 7月1日から同月31日まで " 第4期 8月1日から同月31日まで " 第5期 9月1日から同月30日まで " 第6期 10月1日から同月31日まで " 第7期 11月1日から同月30日まで " 第8期 12月1日から同月25日まで " 第9期 1月1日から同月31日まで " 第10期 2月1日から同月 末日まで	仮算定第1期 5月1日から同月31日まで " 第2期 6月1日から同月30日まで 本算定第3期 7月1日から同月31日まで " 第4期 9月1日から同月30日まで " 第5期 10月1日から同月31日まで " 第6期 11月1日から同月30日まで " 第7期 12月1日から同月25日まで " 第8期 1月1日から同月31日まで	第1期 8月1日から同月31日まで 第2期 9月1日から同月30日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 11月1日から同月30日まで 第5期 12月1日から同月25日まで 第6期 1月1日から同月31日まで 第7期 2月1日から同月 末日まで
介護保険給付費	要介護認定によって、常時介護が必要とされた要介護者に、介護の必要に応じた介護サービスが実施され、その費用の9割が介護保険から現物給付されます。		
介護保険事業計画策定委員会等	伊野町保健福祉計画策定委員会 委員定数 26名 任 期 2年 開催回数 3回 高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画作業部会 委 員 10名 開催回数 6回	吾北村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 委員定数 15名 任 期 2年(16年3末日まで) 開催回数 4回(14年度見直しによる)	本川村介護保険事業計画策定委員会 委員定数 15名 任 期 2年 開催回数 4回
介護保険給付費準備基金(平成14年度決算見込額)	なし	1,362,000円	8,000,000円
介護サービス費貸付基金	200,000円	3,000,000円	なし

項目	協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い					
	現 況					
	伊野町	吾北村	本川村			
介護保険サービス 事業内容	居宅サービス	訪問介護				
		訪問入浴介護				
		訪問看護				
		訪問リハビリテーション				
		通所介護				
		通所リハビリテーション				
		福祉用具貸与				
		短期入所サービス				
		痴呆対応型共同生活介護				
		特定施設入所者生活介護				
		その他	居宅療養管理指導			
	居宅介護支援					
	福祉用具購入費					
	住宅改修費					
	施設サービス	介護老人福祉施設				
		介護老人保健施設				
		介護療養型医療施設				
	: 実施サービス					
	給付事務	ほけん福祉課		住 民 課		保健福祉課
	保険料賦課事務	税務課		住 民 課		保健福祉課
保険料徴収事務	税 務 課		住 民 課		保健福祉課	

協定項目 2.1 介護保険事業の取扱い

資 料

各年度の状況

	第1号被保険者		要介護等認定者		居宅サービス受給者		施設サービス受給者		保険給付費(年間)	
	H13年度	H14年度	H13年度	H14年度	H13年度	H14年度	H13年度	H14年度	H13年度	H14年度見直
伊野町	5,605人	5,657人	875人	958人	358人	429人	294人	321人	1,477,282,490円	1,665,577,000円
吾北村	1,428人	1,424人	216人	230人	96人	105人	82人	81人	435,773,880円	444,000,000円
本川村	333人	333人	33人	31人	11人	13人	11人	11人	69,458,415円	65,452,194円

(注) ~ の13年度は、介護保険事業報告3月分、14年度は2月分による。

各年度調定額

	伊野町	吾北村	本川村
平成15年度～平成17年度の標準給付費見込額(3年間分) [第2期介護保険事業計画による]	5,330,198,378円	1,424,404,149円	269,396,576円
平成15年度～平成17年度の保険料収納必要額(3年間分) [第2期介護保険事業計画による]	873,965,825円	184,048,358円	38,671,609円

介護保険料：収納状況(平成13年度)

	普通徴収			特別徴収			合計		
	調定額(円)	収納済額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納済額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納済額(円)	収納率(%)
伊野町	22,093,600	20,417,400	92.40	135,575,300	135,575,300	100.00	157,668,900	155,992,700	98.90
吾北村	4,835,000	4,769,100	98.63	36,006,300	36,006,300	100.00	40,841,300	40,775,400	99.83
本川村	1,689,300	1,689,300	100.00	8,188,200	8,188,200	100.00	9,877,500	9,877,500	100.00

協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い

被保険者数

単位：人

		調査時点	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
第1号被 保険者 (65歳以 上)	伊野町	5,603	5,643	5,682	5,766	5,858	5,967		
		吾北村	1,432	1,429	1,420	1,411	1,388	1,365	
			本川村	335	340	340	342	344	344
				計	7,370	7,412	7,442	7,519	7,590
	前期高 齢者(65歳 ~ 74歳)	伊野町	2,943	2,867	2,823	2,823	2,802	2,842	
		吾北村	661	650	623	593	575	557	
		本川村	181	173	161	155	142	134	
		計	3,785	3,690	3,607	3,571	3,519	3,533	
	後期高 齢者(75歳 以上)	伊野町	2,660	2,776	2,859	2,943	3,056	3,125	
		吾北村	771	779	797	818	813	808	
		本川村	154	167	179	187	202	210	
		計	3,585	3,722	3,835	3,948	4,071	4,143	
第2号被 保険者(40 ~ 64歳)	伊野町	9,100	9,356	9,629	9,949	10,118	10,381		
	吾北村	1,100	1,067	1,038	1,005	969	937		
	本川村	243	233	226	220	209	203		
	計	10,443	10,656	10,893	11,174	11,296	11,521		

調査時点の平成14年度人口は、平成8年～平成13年の各年9月末時点の年齢別人口よりコーホート法により推計された人口である。

高知新聞記事より抜粋

15年度から第2期に入る公的介護保険で、65歳以上の高齢者(第1号被保険者)が支払う保険料の月額基準額が、県内市町村平均で3,600円強になることが分かった。12～14年度の第1期に比べ、率にして15.8%、金額で約500円のアップ。基準額が4,000円台の市町村はこれまでの1村から15市町村へと大幅に増えた。各市町村の保険料上昇分には、第1期の給付実績が当初計画を上回ったことによる不足額の調整分も含まれているが、県高齢者福祉課は「上昇額に占める不足調整分の割合は、高い市町村でも4割程度。上昇の理由は、今後のサービス利用者の増加が主因」としている。

一般的に、「後期高齢者」(75歳以上)が増えるほど給付額は増え、保険料も上がりやすい。

14年10月時点の県内の後期高齢者は、制度施行の12年4月より約1万人増え約9万3千人。17年度にはさらに1万人増え、「前期高齢者」(65～74歳)の数と逆転する勢いだ。また、昨年2万9千人を超えた要介護認定者数は今後も毎年約1千人ずつ増える見込み。

介護保険は、利用者がサービスを利用する際に払う1割負担分を除く運営費の17%を65歳以上の高齢者が負担。サービスの利用実態を勘案して、市町村が3年ごとに保険料をみなおす。

要介護認定者数

単位：人

		調査時点	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
		平成14年8月	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
伊野町	高齢者人口	5603	5643	5682	5766	5858	5967	
	要介護認定者	要支援	98	99	101	103	107	109
		要介護1	323	320	327	335	346	353
		要介護2	173	176	180	185	190	194
		要介護3	112	106	109	112	116	118
		要介護4	109	115	118	121	125	127
		要介護5	143	150	153	156	161	164
	要介護認定者合計	958	966	988	1012	1045	1065	
	要介護認定者割合	17.1	17.1	17.4	17.6	17.8	17.8	
吾北村	高齢者人口	1426	1429	1420	1411	1388	1365	
	要介護認定者	要支援	27	28	28	28	28	28
		要介護1	69	71	72	74	73	72
		要介護2	32	33	34	34	34	34
		要介護3	23	23	24	24	24	23
		要介護4	26	27	27	28	27	27
		要介護5	47	49	49	50	50	50
	要介護認定者合計	224	231	234	238	236	234	
	要介護認定者割合	15.7	16.2	16.5	16.9	17	17.1	
本川村	高齢者人口	335	340	340	342	344	344	
	要介護認定者	要支援	5	4	4	4	4	4
		要介護1	12	10	12	12	11	11
		要介護2	4	8	8	10	10	10
		要介護3	6	4	4	4	6	7
		要介護4	4	5	5	5	5	5
		要介護5	4	5	5	5	5	5
	要介護認定者合計	35	36	38	40	41	42	
要介護認定者割合%	10.4	10.6	11.2	11.7	11.9	12.2		

項目	協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い
参 考	<p>【介護保険法】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(介護保険)</p> <p>第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。</p> <p>2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。</p> <p>3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。</p> <p>(被保険者)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介護保険の被保険者とする。</p> <p>1 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)</p> <p>2 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)</p> <p>【介護保険法施行規則】</p> <p>第2章 被保険者</p> <p>(資格取得の届出等)</p> <p>第23条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を有するに至ったため、又は特例被保険者(法第13条第1項本文に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)に該当しなくなったため、第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、14日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>1 氏名、性別、生年月日、現住所及び従前の住所</p> <p>2 資格取得の年月日及びその理由</p> <p>3 世帯主である者についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに世帯主との続柄</p> <p>【保険料の不均一賦課について】</p> <p>介護保険の保険料は、負担の公平の観点から、一つの保険者においては一つであることが原則である。しかしながら、広域連合、合併その他の広域化を行う場合において、関係市町村間で保険料に著しい格差があるため、全区域にわたって均一の保険料を賦課することが著しく衡平を欠くこととなり、ひいてはこれにより広域化を阻害すると認められるような事情がある場合には、経過的な措置として、その衡平を欠く程度を限度に不均一の賦課を行うことが許容されるものと考えられる。ただし、不均一賦課が認められる期間については、国民健康保険料や地方税(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条)における取扱いとの均衡も踏まえ、広域化を行う事業運営期間及びその次の事業運営期間とすることが適当である。また、不均一賦課によって、広域化後の保険者において、本来徴収すべき保険料総額が不足することのないよう留意することが必要である。</p> <p>【介護保険給付費準備基金】</p> <p>介護給付費準備基金は、計画期間中に保険給付が不足する場合に備えて積み立て、不足時に取り崩すための基金です。第2期の保険料算定に向けては、保険者である市町村の判断で、基金の一部を次期保険料の算定に組み込み、第1号被保険者の保険料を下げることで認められています。ただ、余剰保険料の多くを次期保険料に組み込むと、第2期保険料は低く抑えられる反面、その次の第3期(18~20年度)保険料の算定時に大幅に高騰する可能性もあります。</p>

項目	協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い
留意事項	介護認定審査会の相違 介護認定訪問調査方法及び調査員の相違 介護保険料、賦課徴収等について3町村に相違 介護保険準備基金の設置に相違 介護サービス貸付基金（高額介護サービス費貸付基金）の設置に相違 給付事務、保険料賦課事務、徴収事務を取り扱う課の相違
調整方針（案）	介護認定審査会、介護認定訪問調査方法及び調査員については合併時に統合する。 介護保険料については3町村において差が有るため、第2期介護保険事業運営期間（平成15年度～平成17年度）は現行のとおりとし、第3期介護保健事業計画（18～22年度）策定の中で調整を図り、平成18年度から統一する。 普通徴収にかかる納期については下記のとおりを設定する。 仮算定第1期 5月1日から同月31日まで " 第2期 6月1日から同月30日まで 本算定第3期 7月1日から同月31日まで " 第4期 8月1日から同月31日まで " 第5期 9月1日から同月30日まで " 第6期 10月1日から同月31日まで " 第7期 11月1日から同月30日まで " 第8期 12月1日から同月25日まで " 第9期 1月1日から同月31日まで " 第10期 2月1日から同月 末日まで 介護保険準備基金及び介護サービス貸付基金については、新町に引き継ぐ。 給付事務及び保険料賦課事務は合併時において調整する。
協議の結果	介護認定審査会、介護認定訪問調査方法及び調査員については合併時に統合する。 介護保険料については3町村において差が有るため、第2期介護保険事業運営期間（平成15年度～平成17年度）は現行のとおりとし、第3期介護保健事業計画（18～22年度）策定の中で調整を図り、平成18年度から統一する。 普通徴収にかかる納期については下記のとおりを設定する。 仮算定第1期 5月1日から同月31日まで " 第2期 6月1日から同月30日まで 本算定第3期 7月1日から同月31日まで " 第4期 8月1日から同月31日まで " 第5期 9月1日から同月30日まで " 第6期 10月1日から同月31日まで " 第7期 11月1日から同月30日まで " 第8期 12月1日から同月25日まで " 第9期 1月1日から同月31日まで " 第10期 2月1日から同月 末日まで 介護保険準備基金及び介護サービス貸付基金については、新町に引き継ぐ。 給付事務及び保険料賦課事務は合併時において調整する。

項目	協定項目 2 1 介護保険事業の取扱い		
	合併市町村等	内 容	合併期日
参 考 事 例	西東京市	<p>第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、平成13年度より新保険料を設定する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。</p> <p>保険給付の内容については、両市に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>保険料の賦課期日については、両市に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、平成13年度より田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。</p>	平成13年1月21日
	さいたま市	介護保険事業については、合併までに一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。	平成13年5月1日
	さぬき市	<p>保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。</p> <p>納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。</p> <p>基金は、合併時に全額を持ち寄る。</p> <p>要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。</p> <p>低所得者利用者負担対策事業は現行のとおりとし、介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。</p>	平成14年4月1日
	宇摩合併協議会 (愛媛県)	<p>第1号被保険者の保険料については、新市において統一する。</p> <p>給付の内容及び納期については市町村間に相違がないため、現行のとおりとする。</p>	平成16年4月1日 (予定)
	加美郡四町合併協議会 (宮城県)	<p>1. 介護保険料 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、新市において保険料を設定する。</p> <p>第1号被保険者の普通徴収納期及び賦課決定月は、国民健康保険税と同一とする。</p> <p>2. 介護給付費準備基金は、合併時に全額を持ち寄る。</p> <p>3. 介護保険事業計画は、現行のとおりとする。</p> <p>4. 被保険者の資格管理は、現行のとおりとする。</p> <p>5. 給付管理は、現行のとおりとする。</p> <p>6. 要介護認定事務は、現行のとおり新市に引継ぐ。</p>	
北蒲原郡南部郷合併協議会 (新潟県)	<p>介護保険事業において4町村で差異のあるものについては、つぎのとおり取扱うものとする。ただし、第1号被保険者の介護保険者の介護保険料については、合併する年度において、それぞれ旧町村の制度を適用する。</p> <p>1. 介護保険事業計画 介護保険事業計画については、統一して策定し、新市において実施する。</p> <p>2. 第1号被保険者の介護保険料 ア保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、適正な保険料を定め統一する。 イ保険料の端数処理については、100円未満を切り捨てるものとする。 ウ普通徴収の納期については、安田町の納期とするが、第6期の納期については、2月16日から2月末日とする。 エ保険料の延滞金については、安田町、水原町の制度に統一する。</p>	平成16年3月31日 (予定)	

項目	協定項目 2 3 介護保険事業の取扱い		合併期日
参 考 事 例	安土町・五個荘町 ・能登川町合併協 議会（滋賀県）	1．介護保険料については、合併時に調整する。 2．納期については、現行どおりとする。 3．介護保険料の減免については、能登川町の例による。 4．介護保険事業計画については、新市において新たに策定する。 5．介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 6．介護認定審査会については、合併時に調整する。	
	佐野市・田沼町・ 葛生町合併協議会 （栃木県）	第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行どおりとし、第3期介護保険事業計画（18～22年度）策定の中で調整を図り、平成18年度から統一する。 納期については、合併年度は現行どおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。ただし、第6期の納期については12月16日から12月25日までとする。 介護保険事業計画については、合併時に新たに定める。 介護保険事業計画策定委員会については、合併時に統一する。なお、委員の構成は佐野市を基本とし、委員会の業務は田沼町の制度を適用する。 保険給付の内容については、1市2町に相違がないため、現行どおり実施する。 低所得者負担対策については、1市2町に相違がないため、現行どおり実施する。	平成17年2～3月 （予定）

その他

1. 第5回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程について

日時：平成15年5月23日（金）午後2時～

場所：吾北村中央公民館2階大ホール

継続協議事項： 新町の名称〔協定項目第3号〕

協議事項： 使用料、手数料等の取扱いについて〔協定項目第15号〕
町、字の区域及び名称の取扱いについて〔協定項目第18号〕
防災関係の取扱いについて〔協定項目第23号-8〕
保健衛生関係事業の取扱いについて〔協定項目第23号-9〕